

## 鳥取県告示第217号

鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和56年鳥取県条例第8号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第259号（鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 利用料金

#### (1) 体育館利用料

区 分			単 位	金 額	
体育館	専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	全面1時間につき	800円
				2分の1面1時間につき	400円
				3分の1面1時間につき	200円
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,600円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	28,000円	
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	40,000円	
一般利用	一般人		1人1回につき	70円	
大研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	2,400円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	3,100円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	4,800円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	6,200円	
中研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	800円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,050円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	1,650円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	2,150円	
小研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	450円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	600円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	950円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,250円	
教養室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	300円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	450円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	600円	

		き。		
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	900円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 体育館、大研修室、中研修室、小研修室又は教養室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区 分		電灯数
体育館	全面使用	12灯
	2分の1面使用	6灯
	3分の1面使用	4灯

- 4 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、この表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。

(2) 設備利用料

ア 体育設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボールリング	1組1回につき	2,100円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
ソフトバレーボール用具	1組1回につき	50円
ハンドボールゴール	1組1回につき	300円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円
ミニトランポリン用具	1組1回につき	200円
電気表示器	1組1回につき	1,050円
移動ステージ	1組1回につき	50円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
音響装置	一式1回につき	1,050円
舞台照明	一式1時間につき	1,050円
拡声装置	一式1回につき	1,050円
ワイヤレス・アンプ	一式1回につき	1,050円
マイクロホン	一式1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
ビデオ	1台につき	1,050円
オーバーヘッド	1台につき	900円
椅子(体育館)	1脚1回につき	10円
長机(体育館)	1脚1回につき	20円

ウ 冷暖房利用料

区 分	金額(1時間につき)	
	冷 房	暖 房

体育館	12,100円	9,000円
大研修室	1,700円	900円
中研修室	600円	300円
小研修室	300円	200円
教養室	200円	100円

エ 電灯利用料

1時間1キロワット当たり 30円

2 承認年月日

平成21年3月18日